

計画の基本的な考え方（第 1 章）

■計画策定の趣旨

2040 年を見据えた中長期的な視野に立ち、将来にわたって高齢者の地域での生活を支えていくため、県の高齢者福祉施策や市町村支援の方向性を明らかにする。

■計画の位置づけ

介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的のものとして策定するとともに、「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」をはじめとした関連する県計画とも整合性を図りながら策定。

■計画期間

令和 3 年度～5 年度（3 年間）

計画の基本目標と施策の柱（第 4 章）

■計画の基本目標

急激な人口構造の変動の中にあっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人との関わりを維持しながら、その有する能力に応じて、自分らしい生活を営むことができる持続可能な社会の実現

■課題認識

2040 年にかけて、介護を必要とする方は増加する一方、介護を支える側の生産年齢人口が急激に減少。

課題解決のための
2 つの視点と取組例

①介護を支える人材を増やす

- 高齢者や外国人等を含めた、多様な人材の確保と参入促進
- 介護予防・重度化防止の推進
- 多職種連携による効率的なサービス提供
- ICT やロボットの活用による介護現場の生産性の向上
- 将来を見越した柔軟なサービス提供基盤

②介護需要の増加を抑制し、限られた人材で効率的にサービスを提供する

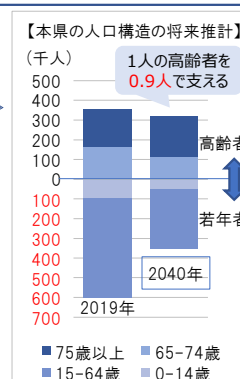
■4 つの「施策の柱」

1	介護予防・重度化防止の推進	5 章
2	地域包括ケアシステムの推進	
3	介護人材の確保と介護現場の革新	6 章
4	介護保険制度の安定性、持続可能性の確保	7 章

(5～7 章との対応)

高齢者の現状と将来推計（第 2 章）

- 本県の高齢化率は 37.2%(2019 年)→47.5%(2040 年)に。「高齢者 1 人を 0.9 人の現役世代で支える」構造となる。
- 後期高齢者割合は 20.0%(2019 年)→30.9%(2040 年)に。
- 県内の総世帯のうち、高齢者のみの世帯の割合は 2040 年には 36.8%に、高齢単独世帯の割合は 20.5%に。
- 高齢者に占める認知症高齢者は約 6 人に 1 人(2019 年)→4 人に 1 人(2040 年)に。
- 要介護 3 以上の重度認定者の割合について、全国の 6.3%に対して本県は 7.9%と高くなっている。



施策の展開（第 5 章～第 7 章）

地域包括ケアシステムの推進と幸せに暮らせる社会（第 5 章）

【社会参加と介護予防・重度化防止の取組】

- 高齢者の社会参加につながる場所や機会を増やし、様々な形で社会参加を支援
- 介護予防と重度化防止に資する住民主体の「通いの場」の拡大と多様なプログラムの展開、ICT の活用による新たな取組の推進
- 市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 高齢者の健康づくりにつながるフレイル及びオーラルフレイル予防の普及啓発の推進

【相談支援体制の充実】

- 市町村が行う重層的支援体制の構築を推進
- 介護に取り組む家族等(ケアラー)に対する相談・支援体制の強化

【認知症の人が希望を持てる地域づくり】

- 認知症の人やその家族と認知症サポーター等をつなぐチームオレンジ※の取組の支援
- 認知症疾患医療センターを中核とした、早期発見、早期対応の体制整備
- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を支援
- 認知症の発症遅延と重度化防止の取組の推進

※チームオレンジ

ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが認知症の人と家族を生活面で支えるしくみ。認知症の人もチームの一員として参加。

【地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進】

- 地域包括支援センターの機能強化に資する職員の資質向上のための研修の実施
- 高齢者の自立支援に向けた地域ケア会議の推進

介護人材の確保・育成と介護現場の革新（第 6 章）

【基盤の整備】

- 認証評価制度の普及による業界全体の底上げとイメージ向上

【参入の促進】

- 関係機関と連携した多様な人材の参入促進
- 中長期的な外国人介護人材受入に向けた環境づくりの促進

【資質の向上】

- 介護技術向上研修など職員の資質の向上を推進
- 認知症対応や地域包括ケアシステムの構築に向けた人材の育成

【労働環境・処遇の改善】

- 介護ロボット・ICT 機器等導入による負担軽減と業務効率化の推進
- 指導職員の養成や労働環境改善等による早期離職の防止

介護保険サービスの基盤整備と充実（第 7 章）

【サービス提供基盤の整備】

- 有料老人ホーム等、民間施設とのバランスを考慮して整備推進
- ユニット型を基本とし、既存施設のユニット化への改修も支援
- 説明会等により法人間連携や合併を支援
- 高齢者の日常生活を支える看護小規模多機能型居宅介護等の普及

【サービスの質の向上】

- 介護分野の文書負担軽減のため、様式の簡素化、ICT 化を推進

【災害や感染症への備え】

- 災害・感染症発生時の介護職員応援体制の整備促進
- 感染症発生に備えた衛生用品等の備蓄促進

サービス量の見込み（第 8 章）

■居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの見込量

各市町村の見込みに基づき、各サービス毎に、計画期間の各年度に加え、2025 年度及び 2040 年度のサービス見込量を推計

■介護給付費の見込み及び介護保険料

計画期間の各年度、2025 年度、2040 年度について、サービス類型ごとの介護給付費を推計するとともに、第 8 期介護保険料（県内加重平均・最高値・最低値）を掲載

介護給付の適正化に関する取組方針（第 9 章）

- 介護給付の適正化とは、受給者を適切に認定した上で、真に必要なとされる過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すもの。
- ①介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修の点検、④医療情報との突合及び縦覧点検、⑤介護給付費通知、を「主要 5 事業」として重点的に推進。
- 各保険者が主要 5 事業に効果的に取り組めるよう手法を例示。

※これまで別に策定していた「介護給付適正化計画」を計画本体に一体化

計画の推進（第 10 章）

■計画の進行管理

【指標例】…業績指標だけでなく成果指標も設定

- 要介護 3 以上の者が被保険者(75-84 歳)に占める割合
- 介護保険施設等の介護職員数
- 被保険者 1 人あたりの介護給付費 など

■市町村への支援

「広域性」「専門性」「先駆性」の観点から、市町村から求められる効果的な支援を実施。特に小規模市町村に対しては、取組の実践までを含め、きめ細かい支援を実施。